

# 磐越東線利用実態調査業務委託仕様書

## 【プロポーザル用】

1 業務委託の名称 磐越東線利用実態調査業務委託

### 2 事業の目的

公共交通については、地域住民の移動手段の確保はもとより、地域と地域をつなぐ公的な交通網の機能として、地域活性化や環境問題へ貢献する役割も期待されており、人口減少等により経営が厳しくなる中、その維持、確保が強く求められている。

しかしながら、いわき市においては、人口減少に加え車社会が他地域と比較しても浸透しているライフスタイルにより、公共交通の利用者数が減少しており、J R 東日本が磐越東線を不採算路線として公表するなど、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している。

そうした中、本事業では、J R 磐越東線沿線の住民等から、磐越東線に関する意見、要望、改善点等について聴取するヒアリングを行い、磐越東線の利用ニーズやその実態を把握し、調査結果をまとめることにより、今後の磐越東線の利活用促進を検討する資料とすることを目的とする。

3 業務委託期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### 4 事業内容

#### (1) 磐越東線利用実態調査

ア 調査期間 令和7年1月～3月

イ 調査対象範囲 J R 磐越東線沿線地域（いわき市内）

ウ 調査人数 30人以上

エ 調査対象者

- ・調査対象者については、7属性以上とし、各属性は複数名とすること。  
（属性の例：J R 磐越東線沿線の学生、会社員、保護者、高齢者、磐越東線の利活用に関係すると見込まれる事業者、地域づくり団体の代表 など）
- ・調査については、J R 磐越東線沿線を利用している方、利用していない方のどちらも対象とする。
- ・調査対象者が通う、あるいは利用する施設等の関係者をヒアリングの対象としてもかまわない。
- ・各属性の調査人数については、偏りが生じないように配慮すること。
- ・可能な限り、いわき市内における磐越東線各駅の利用者から意見を聴取できるよう配慮すること。

オ 実施内容

(ア) 1対1の面接方式で、インタビューを行うこと。

(イ) J R 磐越東線の利活用促進の参考になると考えられる効果的な質問を設定し、調査対象者の意見を深く掘り下げるインタビューを行うこと。

なお、インタビューの実施に当たっては、J R 磐越東線の運行ダイヤ等や設備等は現況のものを前提とし、実現可能性の低い要望が多くならないよう配慮すること。

< 調査項目の例 >

- ・どのような目的、場面で J R 磐越東線を利用しているか (利用が考えられるか)。
  - ・他の交通手段と比較して J R 磐越東線を利用するメリット、魅力又はデメリットは何か。
  - ・ J R 磐越東線を利用しない (できない) 理由は何か。
  - ・どうすれば J R 磐越東線の利活用が進むと考えるか。
- (ウ) 調査対象者との日程調整や連絡等を行うこと。
- (エ) 調査対象者及び調査項目について一覧を作成し、事前に発注者の確認を受けること。
- (オ) 実施したインタビューの内容について記録を作成し、発注者に報告すること。
- (カ) インタビュー結果について意見、意向、傾向等を分析すること。
- (キ) 詳細については発注者と協議の上決定すること。

(2) 実績報告書の作成

受注者は、上記の内容について取りまとめた実績報告書を作成し、委託期間内に提出すること。

## 5 成果品

実績報告書 (正副本 1 部ずつ)

調査結果報告書 (インタビューにおける意見、意向、傾向等を分析し、分野別にまとめ、J R 磐越東線の利活用につながるポイントを整理すること)

以上の報告書の図表や写真、文字データについては、後日、発注者側が出展を明記の上で容易に編集、活用できる電子データを併せて提出すること。

## 6 提出書類

受注者は、委託契約書に定めるもののほか、以下の書類を提出しなければならない。

- ・委託契約書に定める書類
- ・統括責任者通知書 (仕様書様式第 1 号)
- ・その他、発注者が業務の確認に必要と認める書類

## 7 総括責任者

受注者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

## 8 委託料に含まれる経費

委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。

## 9 留意事項

- (1) 本業務遂行に際して、受注者は発注者と常に緊密な連絡を取り合い、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者と協議の上決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (3) 受注者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを発注者に申告し、了解を得ること。また、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (5) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、発注者側に帰属するものとする。
- (6) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- (7) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。